



広報

ながす

1989 No. 443

9月15日号

発行/長洲町 編集/企画課

ふるさと昔 風物詩

『長栄座』

常席に芝居一座がやってくる、舞台衣裳に鳴り物入りで、役者さんが「町廻り」をした。

一方、活動館と呼ばれた映画の「旭館」も、楽隊を繰り出したので町中が賑わった。

夕方からは「太鼓」の音が町中に聞こえたが、昇席に座るには早めに行かないと座れない。だから、早くから弁当作りをして、重箱持参で出かけたもの

だ。

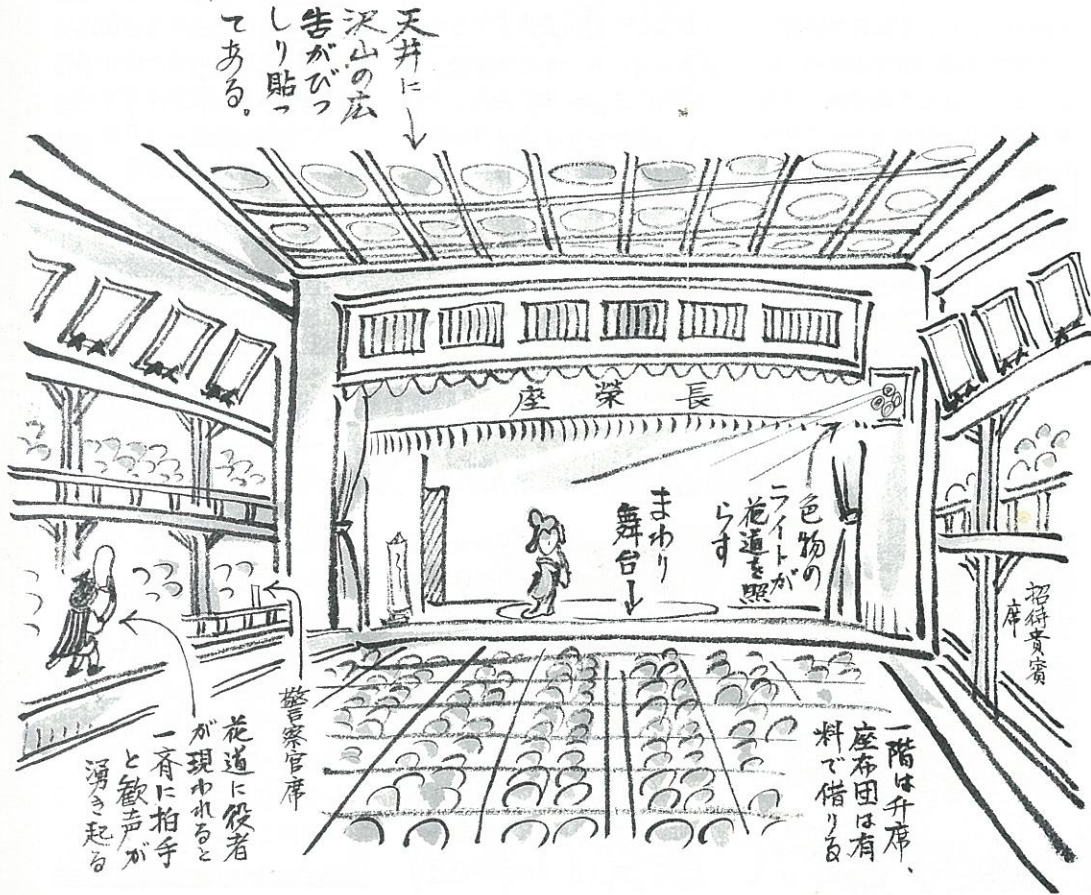
芝居見物には近隣農村からも、大勢の人が集まり大盛況だったので、役者も大熱演だった。

「石川五衛門金ゆでの刑」、煮えたる金の中から、我が子を両腕で高々と持ち上げ、満場の客を泣かせたことは、今でも忘れられないラストシーン。万雷の大喝采を浴び、「御花」がたぐさん投げられた。

絵と文/宮本治人さん

長栄座

子供の頃、芝居見物によく連れて行ってもらった。弁当持参で楽しかった。役者は熱演、観客も熱狂的で賑った。



天井に沢山の広告が貼ってある。

長栄座

色物のライトが花道を照らす
まわり舞台

招待貴賓席

一階は昇席、座布団は有料で借りる

花道に役者が現れると一斉に拍手と歓声が湧き起る

警官官席

知って

おきたい

税情報

No.16

今回は納税者の都合等で、町外に転出された場合の納税の仕方について説明します。

町外に転出した場合の納税の仕方



人のことについて以下説明します。

- 1 納税管理人とは、納税義務者が納税義務を負うその町内に、住所、居所、事務所、事業所等を有しなくなった場合に「納税に関する一切の事項」を処理させるため町内に居住する者のうちから特定の者を定めて、町長に申告しなければならぬこととなっています。(長洲町税条例第25条及び第64条に規定してある。)
- 2 納税管理人の性格
納税者等の委任による代理人としての性格を有し、その

- 3 納税に関する一切の事項であり、具体的には次のとおりです。
 - (1) 地方税法等の法令に基づく申告、申請、請求、届出、その他書類の作成並びに提出
 - (2) 納税通知書その他町からの徴収金の賦課徴収または

- 4 納税管理人の権限は、その解任によるほか、納税者等の死亡、破産、又は納税管理人の死亡、禁治産もしくは破産の宣告によって消滅します。納税管理人の届出書類は、役場税務課に備えてありますのでご利用ください。また、この制度の取り扱いについては罰則規定があります。

なお、詳しいことは役場税務課③3111(内線151)へお尋ねください。

年金ゼミナール

昭和10年生まれて今年54歳になる私は、昭和55年に旧厚生年金保険法による三級の障害年金と若齢老齢年金の二つの受給権がありました。年金の高額な若齢老齢年金を選択し、現在まで支給を受けています。

最近、60歳までは国民年金に強制的に加入しなければならぬと聞かされたのですが、私は昭和55年から国民年金に任意加入し、以後現在まで任意加入したまま保険料を納めてきています。任意加入したままでよろしいのでしょうか。また、このまま任意加入し、保険料を納めていくと、65歳から老齢基礎年金が支給されるのでしょうか。

昭和61年4月から基礎年金制度の導入により、国民年金の被保険者は次の3種類となりました。

- 一、第一号被保険者：…日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の自営業などの人
- 二、第二号被保険者：…被用者年金各法の被保険者または組合員
- 三、第二号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

ただし、次の人は第一号被保険者の対象から除かれています。希望すれば、被保険者になることができる任意加入の途は開かれています。

- ① 厚生年金や共済組合から老齢または退職による年金を受給することができる人
- ② 大学や専修学校などの昼間部の学生または生徒
- ③ このうち①の老齢または退職による年金とは
 - ⑦ 厚生年金の老齢厚生年金および昭和61年3月以前の旧厚生年金保険の老齢年金
 - ⑧ 昭和61年3月以前の旧船員

保険の老齢年金などとなっています。あなたの場合、旧厚生年金の老齢年金(若齢老齢年金)をすでに受給されておりますから、60歳未満であっても必ず加入しなければならぬ第一号被保険者になることはありませんが、希望すれば被保険者になることができます。あなたはすでに昭和55年から任意加入しておられますから、このまま65歳まで任意加入し保険料を納めていきますと、その保険料を納めた期間に相当する給付の取扱いについては、特例的に次のようになります。

町議会議員一般選挙

10月8日(日)が投票日

投票所

- 第1投票所 町民研修センター
- 第2 " 長洲小学校体育館
- 第3 " 清里小学校体育館
- 第4 " 清源寺公民館
- 第5 " 上沖洲公民館
- 第6 " 六栄保育所
- 第7 " 永方公民館

不在者投票

投票日 10月8日(日)
投票時間 午前7時～午後6時

選挙公報はよく読んで

有権者のあなたが、自分の判断により自由に投票するには、候補者の経歴や政見等を知らなければなりません。そこで選挙のたびごとに選挙公報が発行されるわけです。

今回も選挙公報をお届けしますので、よく読んで自分の考え

入場券

投票所入場券も選挙公報と同時に配りますので、届かなかったり、または紛失された場合は、早めに選挙管理委員会へ申し出てください。

開票

投票日 10月8日(日)
午後7時から
長洲町体育館

戦後、ソ連またはモンゴルの地域において強制抑留中、死亡された方の遺族の皆さんへ

戦後、強制抑留され、本邦に帰還された方々等に対しましては、平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づき慰労品等の贈呈を行っていますが、このたび、新たに、戦後、ソ連又はモンゴルの地域において強制抑留中に死亡された方(帰還途上死亡された方も含む)の遺族で、平成元年9月1日において日本

国籍を有する方にも内閣総理大臣の慰労品(書状・銀杯)を贈呈することになりました。慰労品の贈呈は、請求に基づいて行うこととしておりますので、請求される方は、平和祈念事業特別基金から請求書類を受取り、必要な書類を添えて「平和祈念事業特別基金」あて直接送付してください。

なお、請求書類は役場住民福祉課にも置いてあります。請求期限は、平成5年3月31日までです。

請求書類の送付先及び問合せ先
〒112 東京都文京区大塚5-3-13 平和祈念事業特別基金 業務第2課(03・945・4703)

請求書類の送付先及び問合せ先
〒112 東京都文京区大塚5-3-13 平和祈念事業特別基金 業務第1課(03・945・4704)

商業統計調査にご協力を!

(一般飲食店)

通商産業省では10月1日現在で商業統計調査(一般飲食店)を実施します。本調査は飲食店の基本的な営業活動の実態を明らかにすることを目的として、全国のすべての一般飲食店を対象としていま

提出された調査票の秘密は統計法によって厳重に守られます。調査員がみなさんのお宅に伺いましたら調査にご協力をお願いします。

恩給欠格者の皆さんへ

このたび、いわゆる恩給欠格者の方のうち、外地等に勤務した経験を有し、加算年を含めた在職年が3年以上で、請求時において日本国籍を有する方には書状(内閣総理大臣名)を、さらに、70歳以上の方には高齢者の順から銀杯を贈呈することになりました。

書状及び銀杯の贈呈は、請求に求むて行うこととしておりますので、請求される方は、平和祈念事業特別基金から請求書類を受取り、必要な書類を添えて「平和祈念事業特別基金」あて直接送付してください。

なお、請求書類は役場住民福祉課にも置いてあります。

請求書類の送付先及び問合せ先
〒112 東京都文京区大塚5-3-13 平和祈念事業特別基金 業務第1課(03・945・4704)

国民年金の加入手続きをしましよ！

今年20歳になられた人や、厚生年金のある会社から自営業に転職された人で国民年金に未加入のままになっている人はいますか？

農林業や商業などの自営業の人は、20歳から60歳まで必ず国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の保険料はもう納めましたか？

保険料の納め忘れがあると、万一の事故のとき障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられないばかりか、老後に受けられないはずの老齢基礎年金も受けられないことになりす。

納め忘れないよう保険料を毎月キチンと納め、自分自身のそして家族の生活を守りましよう。

『熊本県の魚』募集

21世紀を目指した水産業の振興と本県をイメージさせる「熊本県の魚」を次のとおり募集します。

- ①選定の条件
 - ①熊本県内に生息している水産動物(魚介類)であること
 - ②熊本県民に広く知られていること
 - ③産業的に価値があり、熊本
- ④応募方法
 - ハガキに①推薦する魚介類の名前を1つ②推薦の理由③住所④氏名⑤年齢⑥職業⑦電話番号を記入
- ⑤締切日
 - 9月30日
- ⑥応募先
 - 〒862 熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県林務水産部漁政課

隊員募集 産業開発青年隊訓練所

熊本県では、産業開発青年隊訓練所の隊員を次のとおり募集します。

- ①資格
 - 18歳以上25歳未満の独身男子で高等学校卒業程度の学力を有する者
- ②募集期間
 - 平成元年12月1日～平成2年1月31日
- ③試験日
 - 平成2年2月11日(日)
- ④試験場所
 - 熊本市
- ⑤申込先・問合せ
 - 〒8611 42 下益城郡城南町大字沈目1667 熊本県産業開発青年隊訓練所(☎0964・28・6611)

第七回『私のまち写真コンテスト』

毎年6月に開催される「まちづくり月間運動」の一環として「第七回私のまち写真コンテスト」が実施されており、皆さんの積極的な応募をお願いします。

行政書士資格取得に係る 勧誘行為にご注意!

毎年行われている国家試験のひとつに、自治大臣の委託により県が行っている行政書士試験というものがありますが、最近電話等によって「自治省の指示により」、「自治省から補助を受けている」など言葉巧みに誘って、強引に行政書士の資格取得のための養成講座等への勧誘を進めている団体が一部に見受けられます。

自治省や県が、そういった特別な措置を行っているような団体は実際にはありませんので、皆さんもそういった悪質な電話による勧誘などには十分注意されるようお願いいたします。

— 総務課 —

⑥応募先

- 〒113 東京都文京区本郷2丁目17番13号 広和レジデンス (社)日本交通計画協会内 第七回「私のまち写真コンテスト」事務局(03・816・1791)

- ⑦発表
- 平成2年6月(選考結果は入賞者に直接通知します。)
- ⑧締切日
- 12月末日



健康まつり

もう一度

確かめよう

あなたの健康



健康づくりの三要素

運動・栄養・休養

10月2日(月) 健康福祉センター

国民年金 写真コンテスト

肥後狂句標語コンクール

このたび県国民年金課において11月の国民年金制度推進月間の行事として次のとおり作品募集を行います。楽しい作品をお気軽に寄ってください。

- ①応募資格
 - 県内在住の方
- ②応募方法
 - ハガキ又は封書に住所・氏名・年齢及び職業を明記のうえ応募すること。
- ③締切日
 - 9月21日
- ④応募内容
 - 自作未発表のもの
 - 自由課題
- ⑤入賞発表
 - 入賞者あて直接通知するとともに熊日新聞紙上(10月下旬予定)及び「ねんきん熊本」で発表します。
 - ※優秀作は11月の県下一斉年金相談日の中央相談所(下通り)に展示されます。
- ⑥応募先
 - 熊本市水前寺6-18 1 県国民年金課まで!

山野草の愛好会が発足します

素材で可憐な花を咲かせる山野草の草花。山野草の香りを、そして季節を私たちに語りかけてくれる野草。これを自分の手元に置きたい、育ててみたい。そんな山野草を楽しむ会(長洲山草会(仮称))が発足します。

入会を希望する方は9月22日(金)までに高橋治雄方(長洲町長洲750 ☎29988)へご連絡ください。



第1回 小品盆栽展

- ①とき
 - 9月23日(土)～24日(日)
 - 午前10時～午後7時
- ②ところ
 - 町民研修センター
- ③主催
 - 小品盆栽樹心会

広報の題字を書きました。



中川美雪さん
長洲小6年

—新町—

あまり上手ではないけど、バドミントン部に入っています。他に、ピアノ、ソロバン、習字を習っていて、ソロバンは10月に2級の試験を受けます。今度は受かると思います。将来は、保育さんになりたいです。



『ぶどうが大好きです。これからも、もっとたくましく育ててほしいです。』

ママとボク

(駅通)

ママ 野畑安廣・由美子
パパ 龍一郎(りゅういちろう)くん
ボクは龍一郎(りゅういちろう)くん

平成元年 秋の全国交通安全運動 9月21日(木)～9月30日(土)

乳児保育スタート!
10月1日より上沖洲保育所において、0歳児(おおむね6か月児以上)保育が始まります。保護者の労働、疾病等の理由により昼間家庭内での保育が困難な乳児が対象となります。入所を希望される方は、住民福祉課(☎3111内線133)にご相談ください。

無料法律相談

- ◆とき 10月4日(水) 午前10時～午後3時
- ◆ところ 荒尾市役所 3階31号会議室
- ◆相談員 弁護士、裁判所職員、調停委員、検察庁職員
- ◆相談内容 土地建物、金銭、交通事故、家庭の諸問題

司法書士法律無料相談所
土地家屋調査士無料相談所

10月2日(月)
午前10時～午後3時
役場3階第2委員会室

県税の出張徴収納税相談

県税の納税窓口の開設及び納税相談を次のとおり行いますので、印鑑持参のうえおいでください。

- ◆とき 9月20日(水) 午前9時30分～午後3時
- ◆ところ 役場1階相談室

休日在宅医

- 9月23日 棚瀬医院(袋山町) ☎0103
 - 9月24日 多田隅医院(向野) ☎3011
 - 10月1日 古庄医院(岱明町) ☎0013
- ※診療時間は、原則として午前9時から午後5時までです。



9月 保健・衛生だより

健康課は ☎78-3111(内線142)

行事	日	時	会場	備考
3才児健診	9月22日(金)	受付 13:30～14:30	町民研修センター	対象者・昭和61年3月～4月生まれの幼児持参するもの・母子手帳、尿、問診票 ※問診票は事前に記入されてありますと、当日の混雑が避けられますので役場健康課へ取りに来られますようお願いいたします。
ポリオ	10月4日(水)	受付 13:30～14:30	向野集会所	生ワク接種は生後3か月から18か月までの間に2回服用となっています。18か月から48か月までは服用を受けられなかった人の期間です。体温を測って、母子手帳、印かんを持参してください。
	10月5日(木)		清源寺公民館	
	10月6日(金)		町民研修センター	
献血	9月27日(水)	13:30～15:30	寿屋長洲店	献血手帳をお忘れなく!